

* ともにささえる

令和7年度版

第9期介護保険事業計画
(令和6～8年度)

介護保険



●本パンフレットは八王子市ホームページからご覧になれます
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/life/003/001/003/p003728.html>

八王子市 介護保険 パンフレット 検索



もくじ

* 介護保険のしくみ	2
* サービスの利用のしかた	5
* 利用できるサービス	9
・在宅サービス	9
・地域密着型サービス	13
・施設サービス	16
・施設を利用したサービスの費用	17

・福祉用具と住宅改修	19
・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	21

* サービスの利用者負担	23
--------------	----

* 介護保険料	27
---------	----

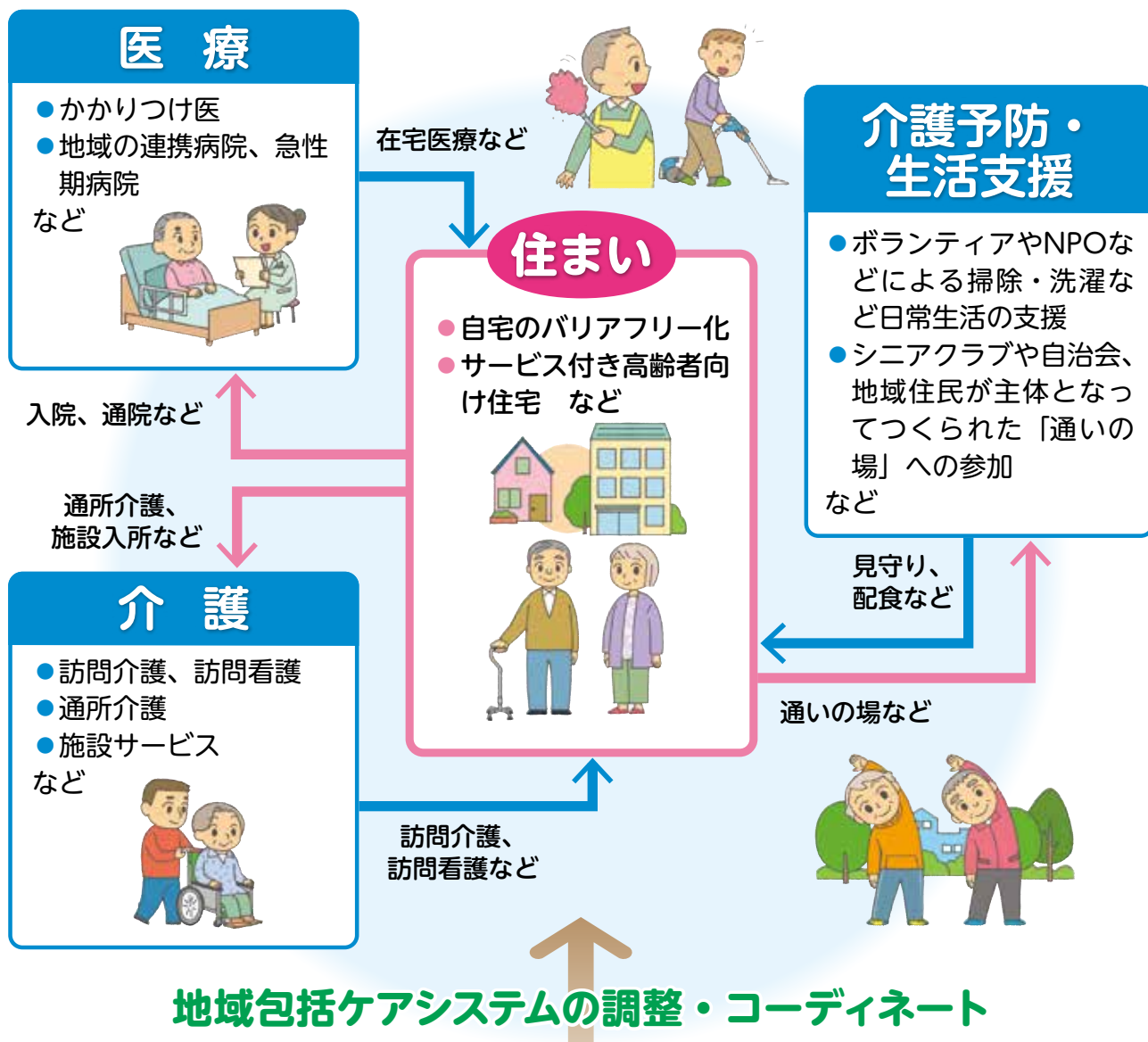
* 高齢者あんしん相談センター一覧・案内図	31
-----------------------	----

* 介護保険などに関するお問い合わせ先	裏表紙
---------------------	-----

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

～地域包括ケアシステム～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにするしくみです。八王子市や東京都が地域の特性を考えながら、「住まい」を前提に地域に必要なサービスを一体的に切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。



ケアマネジャー

介護に関する知識や技術を持った専門家です。ケアプラン作成、必要なサービスや事業者との調整などを行います。



高齢者あんしん相談センター

▶P4、P31～34

高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。



* 介護保険のしくみ

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の方が被保険者となり、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。

40歳以上の方 (被保険者)

- 八王子市に保険料を納めます。
- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- サービス事業者利用者負担を支払います。



65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスが利用できるのは
「要介護認定」を受けた方

介護が必要になった原因を問わず、サービスが利用できます。

交通事故など「第三者」による行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は、介護保険課 総務・給付担当へ届け出をお願いします。

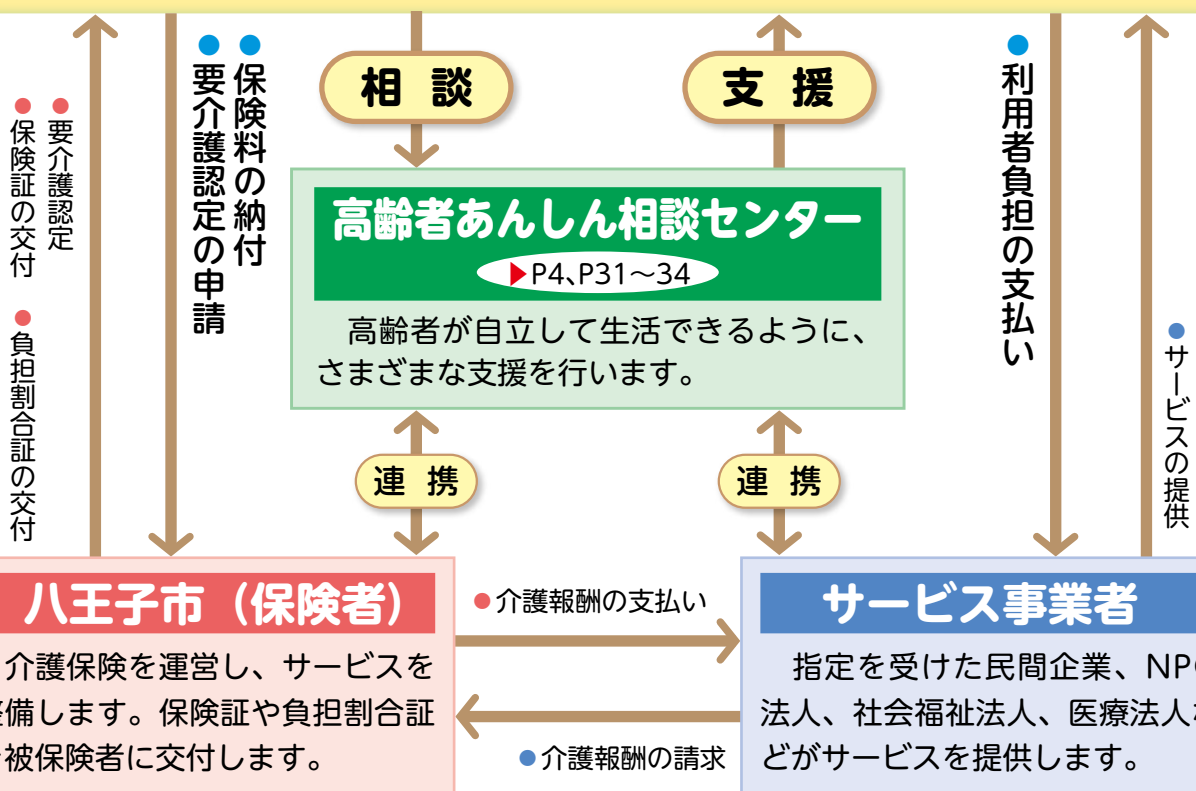
40～64歳の方 (第2号被保険者)

サービスが利用できるのは
「加齢に伴う特定疾病」が原因で
「要介護認定」を受けた方
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

加齢に伴う特定疾病とは

加齢に伴って生じる16種類の疾病

- がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



65歳になると、介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。40～64歳の方（第2号被保険者）は、認定を受けた場合などに交付されます。有効期限はありません。

あなたの被保険者証
番号です。

住所・氏名・生年月日
などに誤りがないかを
確認しましょう。

**保険証は
サービスを利用する
ときなどに使います。
大切に扱いましょう。**



保険証などの再発行には申請が必要です。詳しくは、介護保険課 庶務・保険料担当にお問い合わせください。

保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名などを記載

- 施設サービスなどを利用する場合に、介護保険施設などで名称や入退所など年月日を記載

3

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!

高齢者あんしん相談センター

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活するための高齢者の相談窓口(市内21か所)です。

高齢者のみなさんやご家族、地域のみなさんからの相談を受け、必要な生活支援や情報提供を行います。介護保険の申請や市の高齢者向けサービスについてもご相談ください。

●町名ごとの担当センター一覧や案内図は、P31～34をご覧ください。

介護、保健、医療、福祉の分野で、
地域と連携して支援を行っています。



主任
ケアマネジャー



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

高齢者あんしん相談センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう 介護予防をすすめます

介護予防・生活支援サービスの事業対象者または要支援1・2の認定を受けている方の介護予防ケアプランなどを作成して、介護予防のお手伝いをします。

高齢者の みなさんの権利を 守ります

消費者被害の未然防止、成年後見制度の利用支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

認知症や地域生活に 関する相談支援を 行います

認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置して、関係機関と連携して認知症や地域生活に関する相談支援を行っています。

介護保険の申請受付や、その他生活支援に 必要なサービスなどの情報提供を行います

●ご紹介できるサービス例

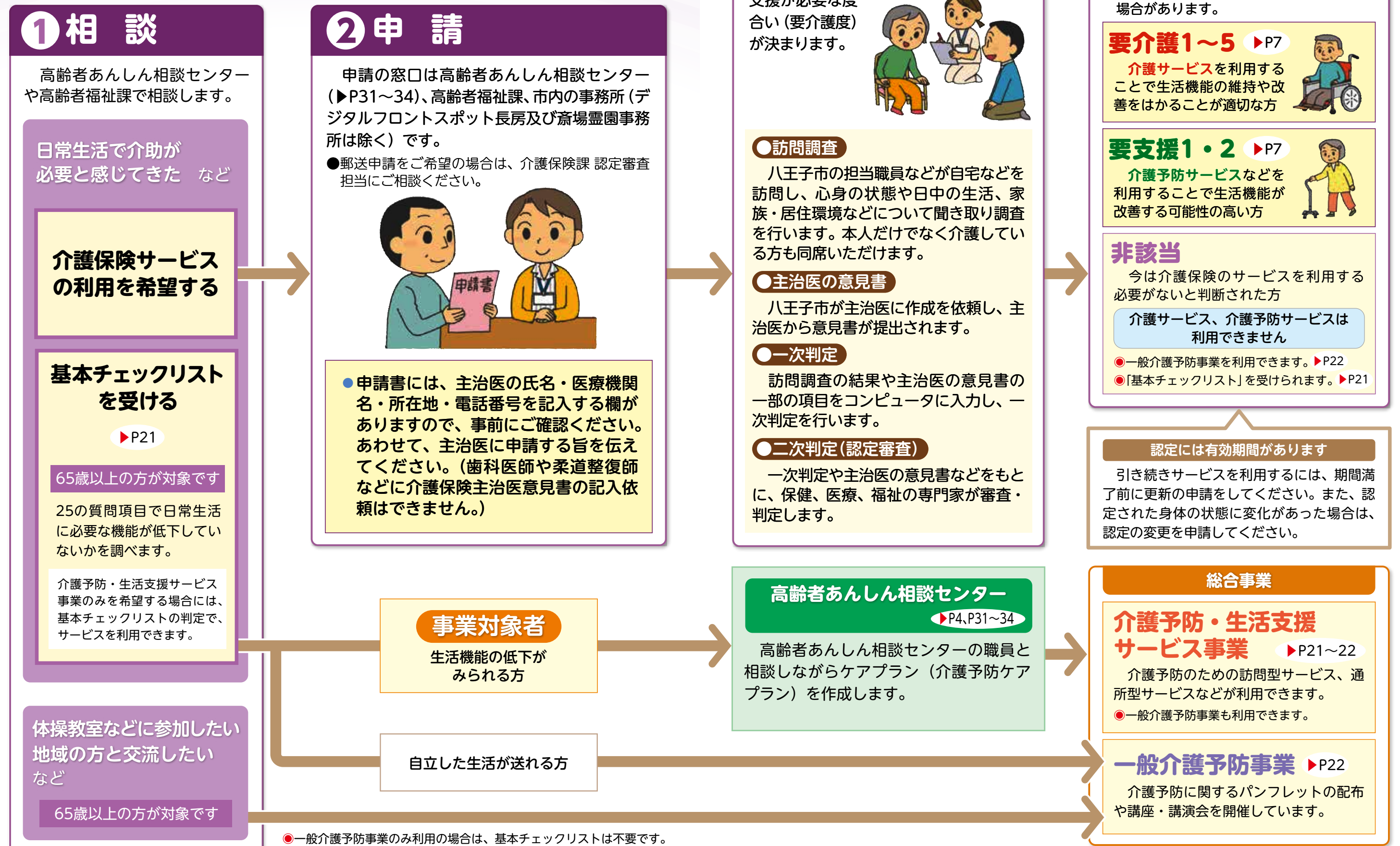
在宅おむつの給付、高齢者救急通報システム、理容師・美容師の出張、高齢者福祉電話、認知症高齢者探索機器の貸与の申請受付、介護予防教室、配食サービス、有償ボランティアによるちょっとしたお手伝い

※これらのサービスは利用にあたり対象要件があります。
お近くの高齢者あんしん相談センターにご確認ください。



* サービスの利用のしかた

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まず、高齢者あんしん相談センターや高齢者福祉課に相談しましょう。

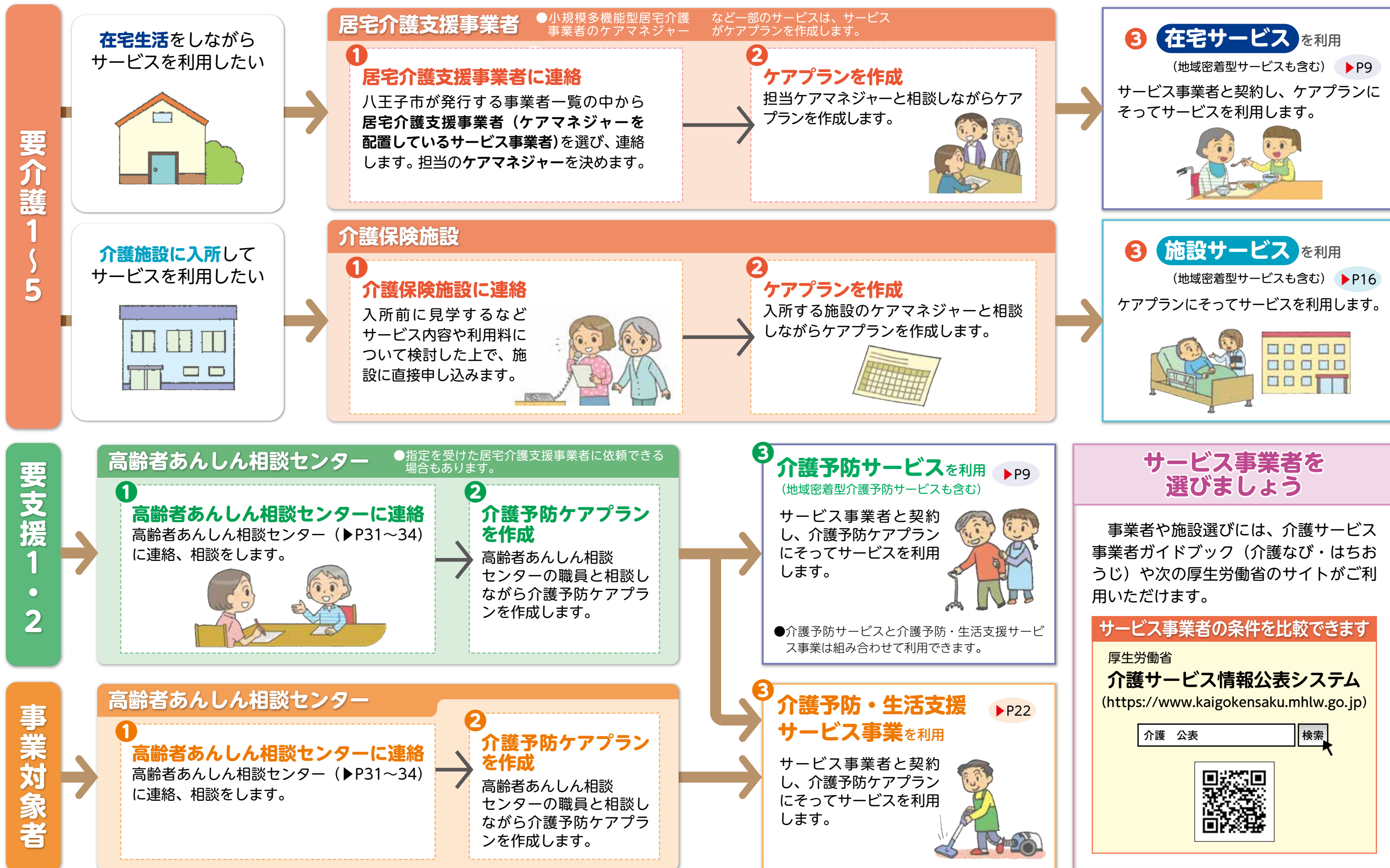


＊ケアプランの作成 ●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。介護保険のサービスはこのケアプランに基づいて利用します。

ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

認定結果を受け取られた方のサービス利用の流れは以下のとおりです。はじめての介護保険のご利用でわからないことなどがあれば、お気軽に、高齢者あんしん相談センター（P31～34）へお問い合わせください。



*利用できるサービス

利用者負担は、原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P23）です。これ以外に、サービスによっては居住費等、食費、日常生活費などの利用者負担や、サービス内容や地域などによる加算があります。

●介護保険と医療保険で同様の給付がある場合、要介護認定を受けた後は原則として介護保険の給付が優先され、医療保険の給付は行われません。

凡例

要介護 要介護1～5の方が対象（介護サービス）

事業対象者 事業対象者（▶P21～22）が対象

要支援 要支援1・2の方が対象（介護予防サービス）

65歳以上 65歳以上の方が対象

*在宅サービス ●自宅などで生活しながら利用するサービスです。

*ホームヘルパーの訪問を受けて利用するサービス

訪問介護

（ホームヘルプ）

要介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行います。



利用者負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	1回	270円
	30分～1時間未満		428円
生活援助中心	20分～45分未満		198円
	45分以上		244円

●早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助	1回	108円
---------	----	------

●運賃は別途負担となります。

身体介護

食事、入浴、排せつの介助など利用者の身体に直接触れる介助等で、本人が行うのが困難な場合

- 排せつ介助・おむつ交換
- 入浴介助・身体の清拭
- 着替え・体位変換の介助
- 通院、官公署への届出等の外出介助 など

生活援助

掃除、洗濯、買物、調理などの家事で、利用者が行うことが困難な場合

- 利用者が使用する居室等の掃除
- 利用者の衣類等の洗濯
- 食料等の生活必需品の買物
- 一般的な食事の調理 など

介護保険の訪問介護では利用できないもの

●利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの

- 利用者以外の洗濯、調理、買物、布団干し
- おもに利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接
- 留守番
- 自家用車の洗車や掃除
- 庭の草取り、植物の剪定、草木の水やり
- 犬の散歩
- 家具の移動
- 部屋の模様替え
- 特別な手間をかけて行う調理
- 大掃除、床のワックス掛け
- 家屋の修理、ペンキ塗り
- ドライブ
- カラオケ
- パチンコ
- 冠婚葬祭
- お祭りなど地域の行事への参加 など

●金銭・貴重品の取り扱い 預貯金の引き出しや年金の受け取り など

●リハビリや医療行為

＊介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

要支援

要介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、事業者が持参した浴槽で入浴介護を行います。



利用者負担（1割）のめやす

要支援1・2	1回	946円
要介護1～5		1,399円

●看護職員は利用者の入浴前後の体温や血圧、脈拍等のバイタルチェックや入浴介助等を行います。医療行為はできません。

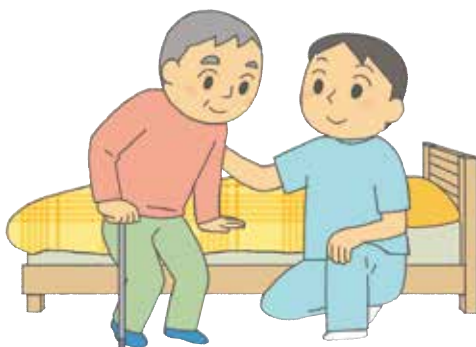
＊自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

要支援

要介護

事業所の医師の指示により、リハビリの専門家が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行います。



利用者負担（1割）のめやす

要支援1・2	1回	323円
要介護1～5		334円

＊看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

要支援

要介護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助等を行います。



利用者負担（1割）のめやす【1回あたり】

要介護度	病院・診療所から 20分～30分未満の場合	訪問看護ステーションから 20分～30分未満の場合
要支援1・2	423円	499円
要介護1～5	441円	521円

●早朝・夜間・深夜などの加算があります。

●がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

＊居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

要支援

要介護

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院や通所が困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



利用者負担（1割）のめやす
【単一建物居住者が1人の場合】

医師※	1か月に2回	515円
歯科医師※	1か月に2回	517円
薬剤師(医療機関)	1か月に2回	566円
薬剤師(薬局)	1か月に4回	518円

※訪問診療または往診を行った日に限る。

＊事業所に通所して利用するサービス

通所介護

(デイサービス)

要介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

（利用するメニューによって費用が加算されます）

利用者負担（1割）のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	1回	703円
要介護2		830円
要介護3		962円
要介護4		1,093円
要介護5		1,226円

● 食費、日常生活費は利用者負担になります。

● 費用は施設の規模や所要時間によって異なります。

● 送迎も含まれます。

通所リハビリテーション

(デイケア)

要支援

要介護

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで受けられます。

利用者負担（1割）のめやす
【1カ月あたり】

要支援1	2,457円
要支援2	4,579円

- 利用するメニューによって費用が加算されます。
- 食費、日常生活費は利用者負担になります。
- 送迎・入浴も含まれます。

利用者負担（1割）のめやす

【通常規模の施設／6時間以上7時間未満の利用の場合／1回あたり】

要介護1	775円
要介護2	921円
要介護3	1,063円
要介護4	1,232円
要介護5	1,397円

● 利用するメニューによって費用が加算されます

● 食費、日常生活費は利用者負担になります。

● 費用は施設の規模や所要時間によって異なります。

● 送迎も含まれます。

＊短期間施設に入所して利用するサービス

●連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額利用者負担になります。

短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



要支援

要介護

利用者負担(1割)のめやす

【介護老人福祉施設[併設型・多床室]を利用の場合】

要支援1	1日	489円
要支援2		608円
要介護1		653円
要介護2		728円
要介護3		807円
要介護4		883円
要介護5		958円

- 食費、日常生活費、滞在費は利用者負担になります。
- 費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

短期入所療養介護

(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。



要支援

要介護

利用者負担(1割)のめやす

【介護老人保健施設[多床室]を利用の場合】

要支援1	1日	655円
要支援2		827円
要介護1		887円
要介護2		940円
要介護3		1,009円
要介護4		1,065円
要介護5		1,124円

- 食費、日常生活費、滞在費は利用者負担になります。
- 費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

＊有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

要支援

要介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の方が、食事、入浴、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

住所地特例制度が適用される場合があります

八王子市から他市区町村の住所地特例施設へ住所異動(転出)した場合、引き続き八王子市に保険料を納め、保険給付を受けます。詳しくは、入所施設にご確認ください。

利用者負担(1割)のめやす

要支援1	1日	196円
要支援2		335円
要介護1		579円
要介護2		651円
要介護3		726円
要介護4		795円
要介護5		869円

- 食費、日常生活費、居住費は利用者負担になります。
- 費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

*地域密着型サービス ●地域のニーズに応じて提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。地域の特性に応じたサービスのため、原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

*認知症の方が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

認知症と診断された方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要支援

要介護

利用者負担(1割)のめやす【2ユニット以上の場合】

要支援2	1日	800円
要介護1		805円
要介護2		842円
要介護3		868円
要介護4		885円
要介護5		903円

- 要支援1の方は利用できません。
- 食費、居住費、日常生活費は利用者負担になります。
- 所得が低い方に対して、食費、居住費負担を軽減する制度があります。(▶P25)

*日中通所して日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

(デイサービス)

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



要介護

利用者負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7時間以上8時間未満利用の場合】

要介護1	1回	805円
要介護2		951円
要介護3		1,103円
要介護4		1,252円
要介護5		1,402円

- 食費、日常生活費は利用者負担になります。
- 費用は施設の規模や所要時間によって異なります。
- 送迎も含まれます。

認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。



要支援

要介護

利用者負担(1割)のめやす【7時間以上8時間未満利用の場合】

要支援1	1回	933円
要支援2		1,041円
要介護1		1,077円
要介護2		1,194円
要介護3		1,311円
要介護4		1,429円
要介護5		1,546円
要支援1		
要支援2		
要介護1		

- 食費、日常生活費は利用者負担になります。
- 費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- 送迎も含まれます。

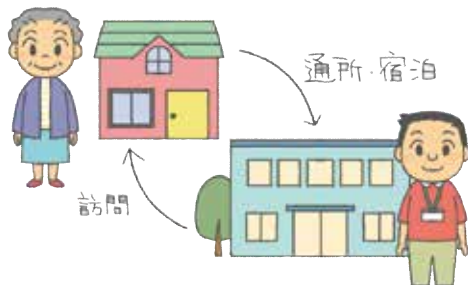
＊通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

要支援

要介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。



利用者負担(1割)のめやす

要支援1	1か月	3,737円
要支援2		7,551円
要介護1		11,326円
要介護2		16,646円
要介護3		24,215円
要介護4		26,726円
要介護5		29,468円

●食費、日常生活費、宿泊費は利用者負担になります。

看護小規模多機能型居宅介護

要介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療のサービスが必要な方が利用できます。



利用者負担(1割)のめやす

要介護1	1か月	13,481円
要介護2		18,861円
要介護3		26,513円
要介護4		30,071円
要介護5		34,015円

- 通所と宿泊のサービスにも、看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれます。
- 食費、日常生活費、宿泊費は利用者負担になります。

＊小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(特別養護老人ホーム)

要介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、常に介護が必要な方が日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

利用者負担(1割)のめやす
【ユニット型個室の場合】

要介護3	1日	885円
要介護4		963円
要介護5		1,037円

- 新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。
- 食費、日常生活費、居住費は利用者負担になります。
- 費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

＊24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護

訪問介護と訪問看護が連携して、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

利用者負担(1割)のめやす【1カ月あたり】

	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費(Ⅰ)(一体型)		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費(Ⅱ) (連携型)	夜間のみ利用者
	介護・看護利用者	介護利用者		
要介護1	8,781円	6,018円	6,018円	夜間対応型訪問介護 をご確認ください。
要介護2	13,717円	10,741円	10,741円	
要介護3	20,938円	17,835円	17,835円	
要介護4	25,811円	22,561円	22,561円	
要介護5	31,270円	27,285円	27,285円	



＊夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

要介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。

利用者負担(1割)のめやす

基本夜間対応型訪問介護費	1か月	1,093円
定期巡回サービス	1回	411円
随時訪問サービス(Ⅰ)	1回	627円



*施設サービス ●施設に入所して利用するサービスです。

**住所地特例制度が適用
される場合があります**

八王子市から他市区町村の住所地特例施設へ住所異動（転出）した場合、引き続き八王子市に保険料を納め、保険給付を受けます。詳しくは入所施設にご確認ください。

介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

利用できるサービス

サービスの利用者負担

介護保険料

高齢者あんしんセンター

*生活全般の介護が必要な方が利用する施設

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

要介護

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、日常生活上の介護を受けられる施設です。



施設サービス費(1割)のめやす(1日につき)
【ユニット型個室の場合】

要介護3	1日	871円
要介護4		947円
要介護5		1,020円

●新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。

*在宅復帰を目指す方が利用する施設

介護老人保健施設

(老人保健施設)

要介護

状態が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや日常生活上の介護を受けられる施設です。



施設サービス費(1割)のめやす
【多床室の場合】

要介護1	1日	847円
要介護2		901円
要介護3		970円
要介護4		1,027円
要介護5		1,081円

*長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

要介護

医学的管理のもとで長期療養が必要な方が、医療や日常生活上の介護を受けられる施設です。生活の場としての機能も持っています。



施設サービス費(1割)のめやす
【多床室の場合】

要介護1	1日	890円
要介護2		1,008円
要介護3		1,263円
要介護4		1,371円
要介護5		1,469円

*施設を利用したサービスの費用

利用者負担の割合分(▶P23)のほかに、居住費(短期入所サービスは滞在費)、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{サービス費用} \\ \hline \text{利用者負担の割合分} \\ \text{(▶P23)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{居住費等} \\ \hline \text{全 額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食 費} \\ \hline \text{全 額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{日常生活費} \\ \hline \text{全 額} \\ \hline \end{array}$$

基準費用額

居住費等、食費の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

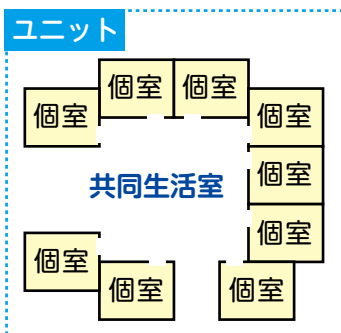
■基準費用額(1日につき)

居住費等							食 費
ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室			
		特養	老健・介護 医療院	特養	老健・介護医療院		
					室料を徴収 しない場合	室料を徴収 する場合	
2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	697円	1,445円

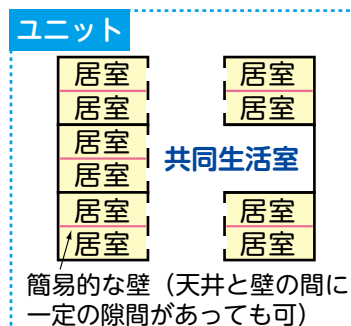
令和7年8月から 老健では「その他型」と「療養型」、介護医療院では「Ⅱ型」において室料が徴収されます。

介護施設の部屋のタイプについて

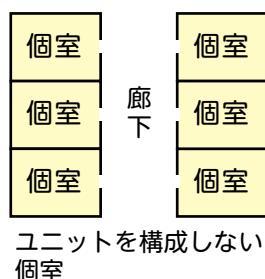
ユニット型個室



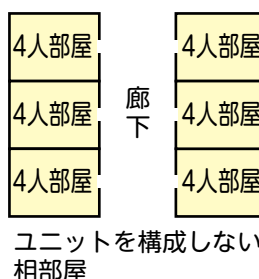
ユニット型個室的多床室



従来型個室



多床室



- 個室 : 壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋
- ユニット : 少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

*負担限度額認定制度

申請が必要です

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院）入所・短期入所（ショートステイ）を利用する際の食費と居住費（滞在費）は原則として利用者負担となりますが、下表の対象要件すべてに該当する方は、負担限度額までの利用者負担額となります。

- 通所サービス・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は対象外となります。なお、グループホームについては、別制度の「八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減制度」があります。（▶P25）
- 特別な居室又は食事にかかわる費用は、施設との契約に基づき別途必要となる場合があります。
- 一部負担限度額が適用されない施設もあります。
- 下記対象要件に該当しない方でも、施設サービスを利用することで世帯の年間収入から施設の利用者負担を差し引いた額が80万円を下回るなど一定の要件を満たす場合は、負担限度額を適用する特例措置が受けられます。



負担 段階	負担限度額認定の対象となる要件 次の(1)と(2)の両方を満たす方及び 生活保護受給者			負担限度額(1日あたり)					
	(1)	(2)		居住費(滞在費)				食 費	
		預貯金等の資産要件		介護保険施設・ショートステイ共通				介護保険 施設	ショート ステイ
		被保険者本人の 収入・所得の状況	預貯金等の 合計額(注2)	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室(注3)	多床室		
第1 段階	(配偶者は別世帯でも市民税非課税)	生活保護受給者等							
		老齢福祉年金受給者(注1)	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階		課税・非課税年金収入額※ とその他の合計所得金額※ が80万円以下の方 令和7年8月から 80万9千円以下に変更	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①		課税・非課税年金収入額※ とその他の合計所得金額※ が80万円超120万円以下の方 令和7年8月から 80万9千円超120万円以下に変更	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②		課税・非課税年金収入額※ とその他の合計所得金額※ が120万円超の方	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

(注1) 老齢福祉年金は、年金制度発足時にすでに高齢であったため、年金を受けることができない方（明治44年4月1日以前生まれの方など）が受給対象となる年金です。

(注2) 第2号被保険者（40～64歳の被保険者）は、収入・所得の状況にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」

(注3) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室は（ ）の金額です。

※「課税年金収入額」はP29、「その他の合計所得金額」はP23の説明をご覧ください。

「非課税年金収入額」は遺族年金や障害年金などのことです。

*福祉用具と住宅改修

*福祉用具で自立した日常生活の促進や介助者の負担を減らすサービス

福祉用具貸与

要支援

要介護

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。利用者はレンタル費用の利用者負担の割合分（▶P23）を負担します。



対象となる福祉用具 ◆の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり（工事をとまなわないもの）			
スロープ（工事をとまなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆			
車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	△	●	●
体位変換器		●	●
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
自動排泄処理装置	▲	▲	●

● 利用できます

▲ 尿のみを吸引するものは利用できます

△ 原則として利用できません
ただし、特例として貸与できる場合があります。
詳しくは、介護保険課 総務・給付担当にお問い合わせください。

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。事業者によって用具の機種や費用は異なります。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- ◆の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、一部の単点杖、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

特定福祉用具販売

要支援

要介護

申請が必要です

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。



対象となる福祉用具

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、浴槽台、浴室すのこ、入浴介助ベルトなど）
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具貸与対象用具のうち、下記はケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

- ◆ 固定用スロープ ◆ 歩行器（歩行車は除く）
- ◆ 一部の単点杖、多点杖

福祉用具購入費の支給について

いったん購入費全額を利用者が支払います。後日申請していただき、申請額から利用者負担割合分（P23）を差し引いた金額が支給されます。（申請は同年度10万円まで）

- 指定を受けた事業者から購入した場合に支給されます。
- 八王子市では、利用者が利用者負担分のみを事業者を支払い、残りは市区町村から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の契約を締結している事業者があります。詳しくは、介護保険課 総務・給付担当へお問い合わせください。

住宅改修費支給

要支援

要介護

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

対象となる住宅改修

●手すりの取り付け

●引き戸などへの扉の取り替え

●洋式便器などへの便器の取り替え

●段差の解消



●上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給について

いったん改修費全額を利用者が支払います。そのうち20万円を上限に申請していただき、利用者負担割合分（P23）を差し引いた額が支給されます。

事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されません。

●八王子市では、利用者が利用者負担分のみを事業者支払い、残りは市区町村から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の契約を締結している事業者があります。詳しくは、介護保険課 総務・給付担当へお問い合わせください。

●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

住宅改修の利用の流れ

ケアマネジャーなどに相談
(介護保険の対象になるかなども確認しましょう)

施工事業者の選択・見積もり依頼
(複数の事業者を比較検討することをお勧めします)

介護保険課 総務・給付担当へ事前申請

八王子市の確認・承認

工事の実施・完了／支払い

八王子市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅の所有者の承諾書
・改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合
- 住宅改修が必要な理由書
・ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 工事費見積書（利用者宛のもの）
- 改修前及び改修後の完成予定の状態がわかるもの
・平面図、展開図を用いたもの
- 改修予定箇所の日付入りの写真

工事後に提出する書類

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 改修完了箇所の日付入りの写真

●市区町村によって手続きの流れや内容が異なる場合があります。

*総合事業（介護予防・日常生活支援 総合事業）

～自分らしい生活続けるために～

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」利用の流れ

相談

食欲がなく体重が落ちてきた、足腰が弱り外出がおっくうなど、心身にちょっとした不調があり、生活への不安を感じている方は、**まずは高齢者あんしん相談センター（▶P31～34参照）に、ご相談ください。**



状況確認

高齢者あんしん相談センターにある『基本チェックリスト』で **事業対象者** と判定されると、**要介護認定申請をせずに、「介護予防・生活支援サービス事業」を受けられます。**



プラン作成

同センターの専門職員が、介護予防ケアプランを作成し、プランにもとづいたサービスを利用できます。状態の悪化を防ぎ、元気を取り戻して生活できるよう、ご本人ができることを活かして、生活をサポートします。



●総合事業とは、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいをもって暮らし続けられるよう、介護サービス事業者のほか、民間企業、地域住民など、地域全体で支えていくための仕組みです。



詳しくは、総合事業のパンフレットをご覧ください。



『基本チェックリスト』とは・・・

日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための、25項目の質問票です。

●基本チェックリスト（一部抜粋）

- ☐ 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- ☐ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか
- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

高齢者あんしん相談センターの専門職員が、利用を希望するご本人に、生活状況等の聞き取りをしながらチェックをし、判定します。

同センターまでお越しいただけない方には、専門職員がご自宅に訪問します。



総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業 事業対象者 要支援

ご本人ができることを活かして、生活をサポートします。

対象者 『基本チェックリスト』による判定で 事業対象者 になった方
(要介護認定申請は不要)、または要介護認定を受け、要支援1・2の方

	訪問型サービス	通所型サービス
短期集中	 食楽訪問 食欲がないなど「食べること」の困りごとがある方に、管理栄養士が面談を中心とした食生活のコーチングを行います。 (3か月間、計5回の面談)	 ハッピーチャレンジプログラム 日々の暮らしの中で、身体機能や気持ちの落ち込みが見られる方に、リハビリテーションの専門職が、面談を中心とした暮らし方のコーチングを行います。(3か月間、週1回の面談)
住民主体	 住民主体による助け合い NPOやボランティア団体などの地域住民の方が、掃除や買い物、庭の草取りなどの日常生活のちょっとした困りごとをサポートします。	 わくわく 健康づくりの知識を持つ住民ボランティアが講師となり、体操教室や趣味講座を、1日最大4講座開催しています。受けたい講座を選べます。
指定事業所による支援	 ・訪問型サービスA ・予防訪問介護相当サービス ホームヘルパーがご自宅を訪問し、生活援助や身体介護（予防訪問介護相当サービスのみ）を受けられます。	 予防通所介護相当サービス 日帰りで通所介護事業所に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴、体操、筋力トレーニングといったサービスを受けられます。事業所により、サービス内容は異なります。

一般介護予防事業 65歳以上

高齢者あんしん相談センター（▶P31～34）と保健福祉センター（大横：625-9200 東浅川：667-1331 南大沢：679-2205）では、介護予防のためのパンフレットの配布や、理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士といった専門職による各種教室・講座などを開催しています。

対象者 65歳以上のすべての方（てくポは60歳以上）



スマホアプリを使って、「歩く」「食べる」など健康に良いことをすると、市内のお店で使えるポイントがたまります。

『八王子けんこう体操』

椅子を使って安全にできる運動を中心にのせています。



『はちおうじ人生100年サポートブック』

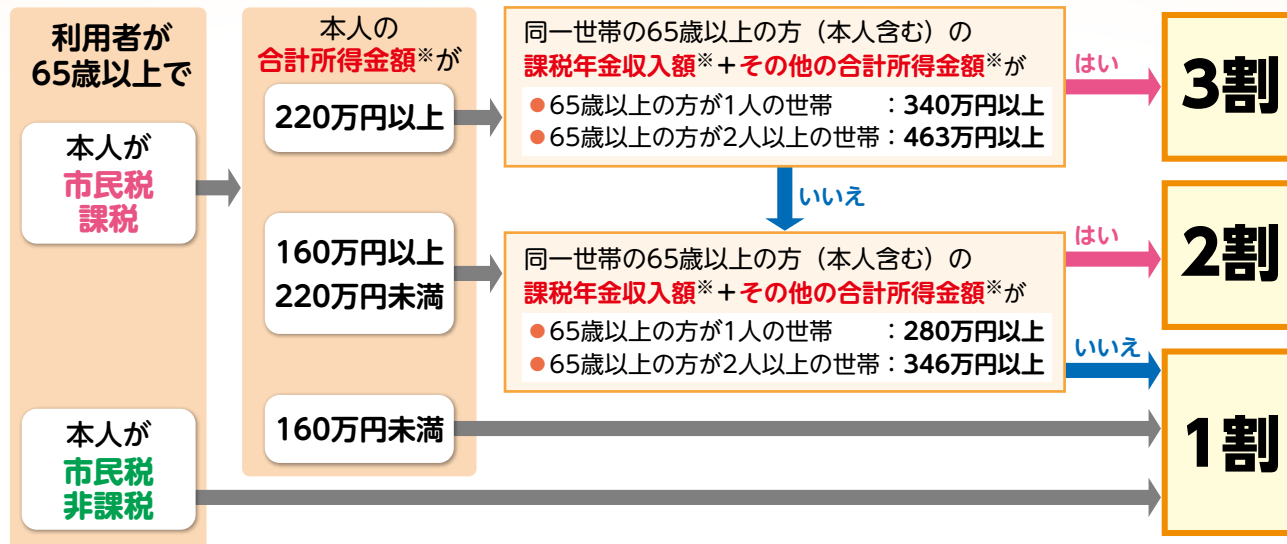
市内のイベントやサークル団体などの様々な社会参加活動をまとめています。



* サービスの利用者負担

サービスの利用者負担は、原則費用の1割、2割、3割です（残りは支給限度額まで介護保険が負担）。サービス内容によっては居住費、食費などが別途必要です。

■ 利用者負担の割合 ● 40～64歳の方（第2号被保険者）、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担。



※「合計所得金額」「課税年金収入額」はP29の説明をご覧ください。

「その他の合計所得金額」は合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことです。

「介護保険負担割合証」に利用者負担の割合が記載されています

サービス事業者が負担割合を確認します。サービスを利用するときは、介護保険の保険証と一緒にサービス事業者に渡してください。

交付される方

- ① 要介護、要支援と認定された方
- ② 事業対象者(▶P21)

適用期間

8月1日～翌年7月31日

● 新規認定の方は、申請日～7月31日

■ 支給限度額

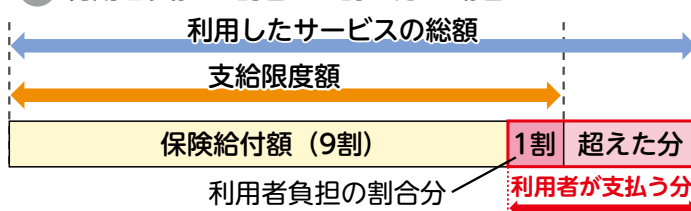
おもな在宅サービスなどでは、介護保険が負担する上限（支給限度額）が決められています。支給限度額を超えたサービスを利用した場合は、超えた分を利用者が全額負担します。

おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分等	1か月の支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

● 介護保険からの保険給付分も含んだ額です。

例 利用者負担の割合が1割の方の場合



支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具販売
 - 住宅改修費支給
 - 居宅療養管理指導
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
 - 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用以外）
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- ※ 介護予防サービス、地域密着型の当該サービス含む

＊利用者負担を軽減します

●サービスの利用者負担が高額になったとき

該当する方に申請書をお送りします

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
市民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の方が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般（市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円
市民税世帯非課税等		24,600円
●課税年金収入額＋その他の合計所得金額※1が80万円※2以下の方 ●老齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）
生活保護の受給者		15,000円（個人）

※1「課税年金収入額」はP29、「その他の合計所得金額」はP23の説明をご覧ください。

※2 令和7年8月から80万9千円に変更

高額介護サービス費の対象にならない費用

- 支給限度額を超えた利用者負担
- 居住費等、食費、日常生活費
- 住宅改修や福祉用具購入の費用 など

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

該当する方に申請書をお送りします

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の利用者負担額を合算して下記限度額を超えたときは、申請により、超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月1日～翌年7月31日の算定分）

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の方が いる世帯	所得区分	①70～74歳の方がいる世帯 ②後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
市民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●詳しくは加入している医療保険の担当窓口へお問い合わせください。

●生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減 申請が必要です

つぎの要件すべてに該当する方または生活保護受給者の方が、利用者負担軽減制度を実施している事業者で対象のサービスを利用した場合、サービス費の利用者負担分や居住費・食費といった利用者負担額が4分の3になります（老齢福祉年金受給者は2分の1）。

●生活保護受給者の場合、介護老人福祉施設および短期入所生活介護のサービスで、個室を利用するときの居住費のみ軽減対象となります。

■対象になる方の要件

- (1) 世帯の全員が市民税非課税であること
- (2) 世帯全員の年間収入の合計が基準収入額以下（下表）であること
- (3) 申請日現在、世帯全員の預貯金額等の合計が基準貯蓄額以下（下表）であること
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと（自宅以外に家屋などを所有していないこと）
- (5) 負担能力のある親族などに扶養されていないこと（市民税が課税されている方の被扶養者・医療保険の被扶養者でないこと）
- (6) 申請日現在、介護保険料を滞納していないこと

世帯人数	基準収入額	基準貯蓄額
1人世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

●対象となるサービス種類や事業所が限られています。対象になるかどうかは、事業所にお尋ねください。また、市の窓口などで配布している「介護サービス事業者ガイドブック」（介護ナビ・はちおうじ）でも確認できます。

●八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減制度

八王子市では、認知症高齢者グループホームを利用する際にかかる家賃及び食材料費が軽減される制度を実施しています。

詳しくは、介護保険課 総務・給付担当にお問い合わせください。

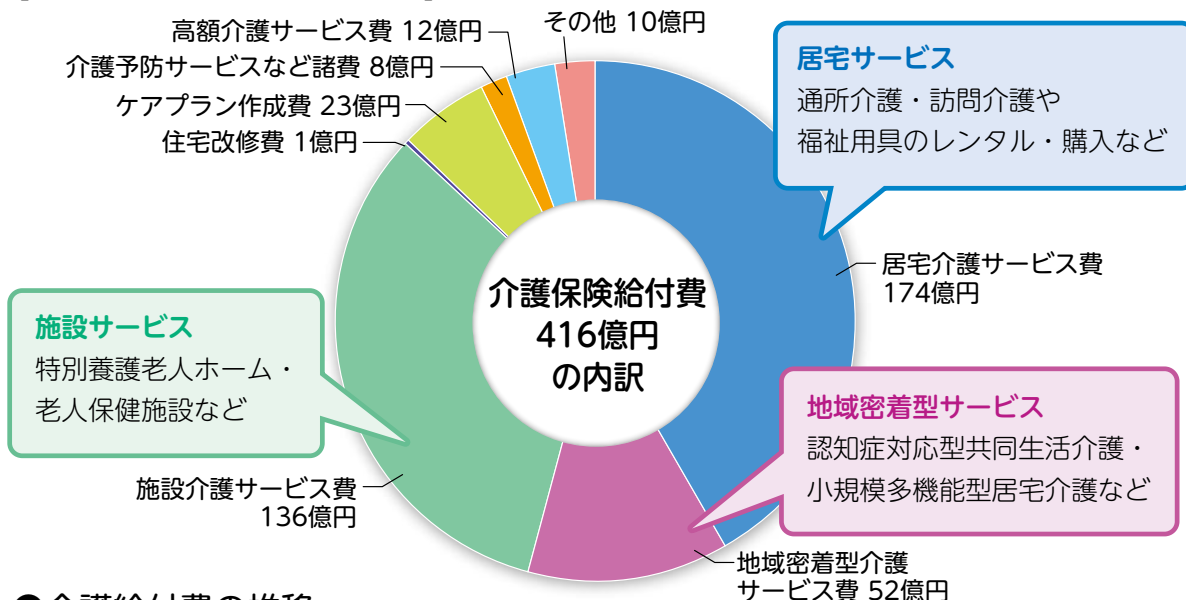
対象の方 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていること（生活保護及び中国残留邦人等の支援を受けていないこと）

認定証の区分		軽減の上限額(月額)	
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方	家賃	35,500円
		食材料費	34,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 令和7年8月から 80万9千円以下に変更	家賃	35,500円
		食材料費	31,600円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 令和7年8月から 80万9千円超120万円以下に変更	家賃	20,800円
		食材料費	23,800円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	家賃	20,800円
		食材料費	2,500円

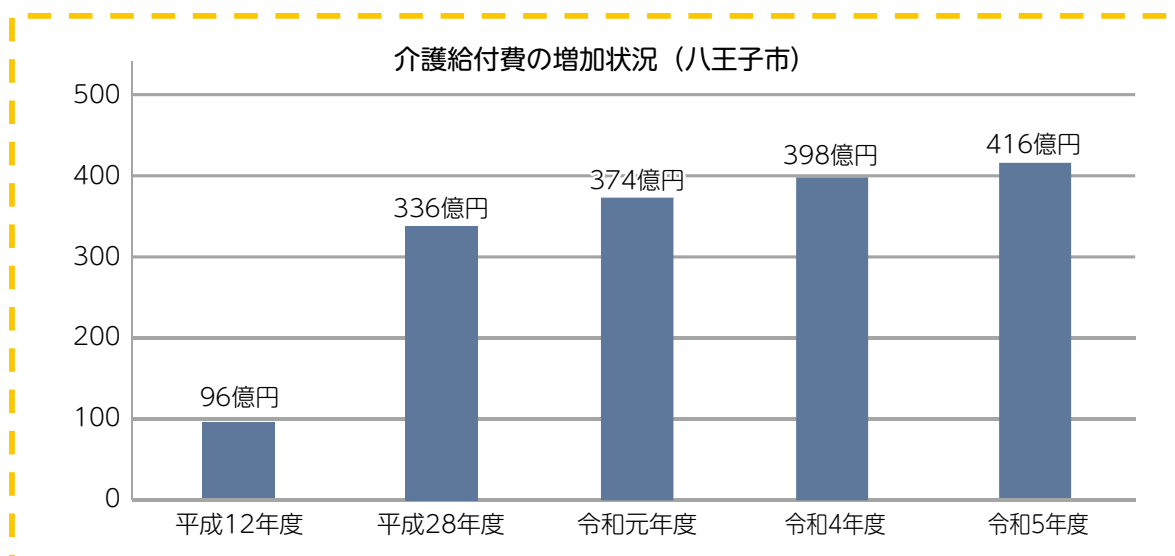
介護保険料の使い道

介護保険では、特別会計を設けて介護給付などの費用を独立して管理しています。そのため、みなさまが納める保険料が保険給付、地域支援事業以外の用途に使用されることはありません。みなさまの保険料が、八王子市の介護給付を支えています。

【令和5年度の介護保険給付実績】



●介護給付費の推移



介護保険の給付費は増えているんだね。今後も介護サービスを安定的に供給するためには、保険料をきちんと納めることが大切なんだね！

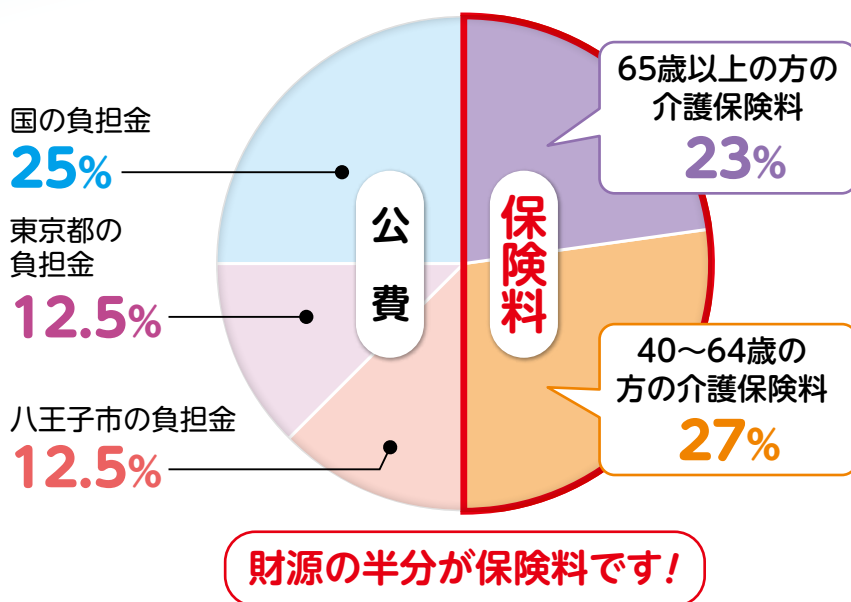
みなさまに納めていただいた保険料は、介護サービスだけでなく、市内21か所の高齢者あんしん相談センターの相談機能を強化したり、介護予防の取り組みを充実させたりすることにも使われています。八王子市では、住み慣れた地域で自分らしく生活できる仕組みづくりを進めています。



* 介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、東京都、八王子市が負担する「公費」を財源として運営されています。

* 介護保険の財源構成 (令和6～8年度) ●利用者負担分は除く



保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直しを行います。



* 介護保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、次のような措置が行われます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができないときは、申請によって減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護保険課 庶務・保険料担当にご相談ください。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。滞納が続くと滞納処分（差押え）を受けることがあります。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分の7～9割が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

滞納分を納めていただくまで、サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。

2年以上滞納すると

サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに、ご本人やご家族が安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

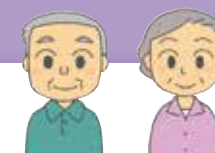
40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。詳しくは、**加入している医療保険にお問い合わせ**ください。



	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入している方
決まり方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。 ●65歳になる年度は、4月～65歳になる月の前月分までを年度当初～年度末までの納期に分けて納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ●40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の「特別徴収」または「普通徴収」で納めます。



年金から支払い （特別徴収）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上**の方

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

●特別徴収のイメージ

前年度	本年度					
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収		本徴収			

年間の介護保険料額は、前年の所得が確定する6月以降に決定します。そのため前年度から継続して特別徴収の方は、

- ①4・6月は前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。
- ②8・10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。

納付書／口座振替 （普通徴収）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満**の方

八王子市から送付される納付書または口座振替で、期日（通常7月～翌年2月の年8回）までに金融機関などを通じて納めます。



webからも
お申込み
できます。



八王子市 Web口座

検索

口座振替が便利です！

●納付書 ●通帳 ●通帳届出印
を用意し、取扱金融機関にお申し込みください。

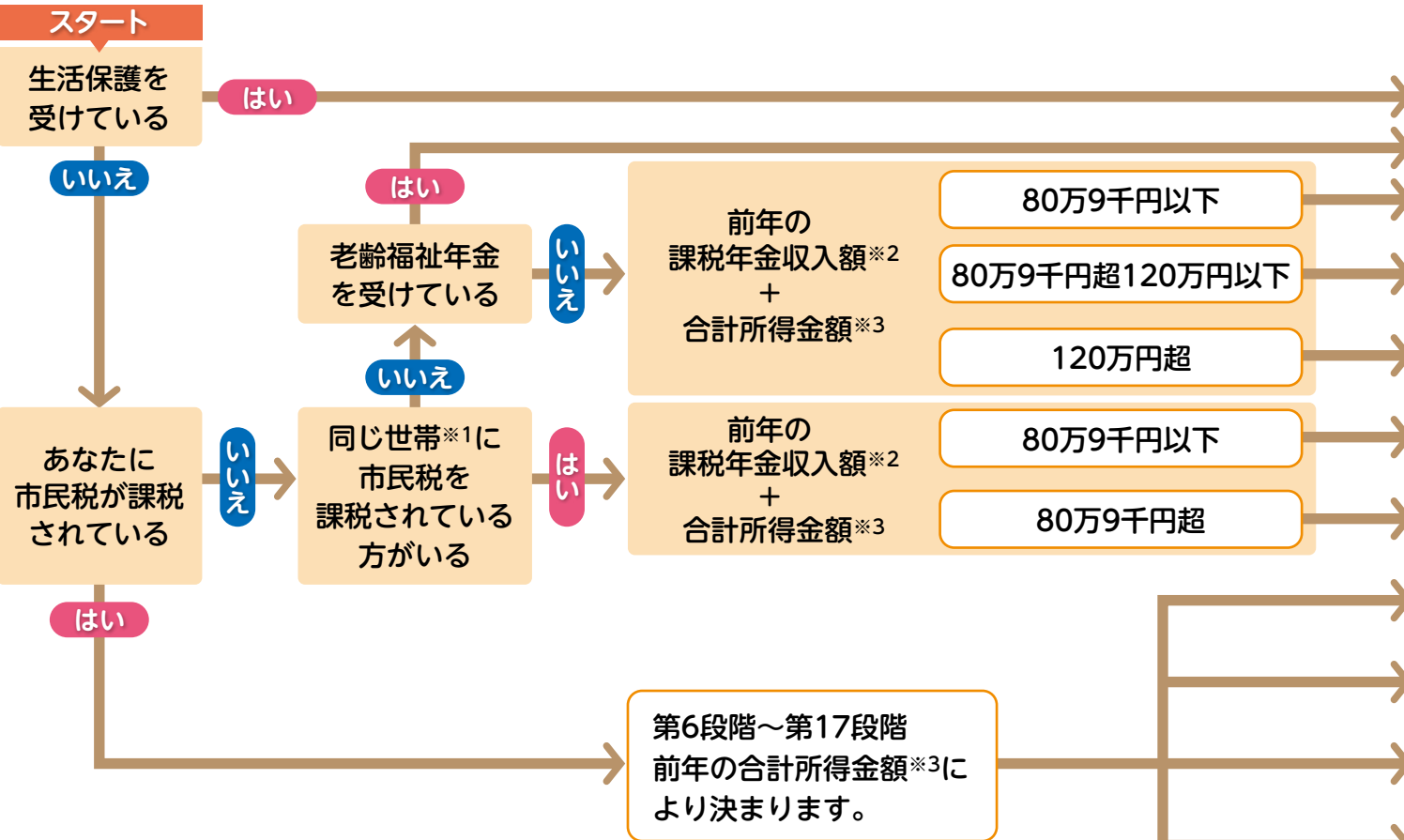
申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。

●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。

*保険料額は所得などに応じて決まります(65歳以上の方)

65歳以上の方の保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用（介護サービスの利用量など）や65歳以上の人数などから算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

●自分の保険料額を確認しましょう（65歳以上の方）



※1 「世帯」
世帯の判断基準日は4月1日（賦課期日）です。4月2日以降に世帯内に異動（転入・転出・死亡等）があっても、所得段階は変わりません。なお、他の市区町村から転入した方や65歳に達した方の世帯の判断基準日は資格取得日になります。

※2 「課税年金収入額」
課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 「合計所得金額」
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除や損失の繰り越し控除をする前の金額です。

ただし、介護保険料や負担割合などの算定には、下記を差し引いた金額になります。
◎介護保険料の算定のみ、本人が市民税非課税の場合、公的年金に係る雑所得
◎土地建物などの譲渡に係る特別控除額がある場合、特別控除額

なお、合計所得金額に給与所得および公的年金に係る雑所得が含まれている場合などは、その給与所得や雑所得から10万円を控除した金額を合計所得金額とする場合があります。（介護保険料の算定のみ、市民税課税の場合を除く）

基準額(年額)

=

八王子市で
介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の方の
負担分(23%)
八王子市の65歳以上の被保険者数

●令和7年度（6～8年度計画）の介護保険料

●各段階の保険料年額は、基準額とする第5段階の保険料年額に、各段階の保険料率を乗じて算出しています。

所得段階	対象になる方	保険料率	保険料年額 内は月額
第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階	本人が市民税非課税 ●生活保護受給の方 ●老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万9千円以下の方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万9千円超、120万円以下の方 ●世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方 ●世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万9千円以下の方 ●世帯に市民税課税の方がいて、第4段階に該当しない方	0.285	20,300円 1,692円
		0.485	34,600円 2,883円
		0.685	48,900円 4,075円
		0.90	64,300円 5,358円
		基準額	71,400円 5,950円
第6段階 第7段階 第8段階 第9段階 第10段階 第11段階 第12段階 第13段階 第14段階 第15段階 第16段階 第17段階	本人が市民税課税 ●合計所得金額が120万円未満の方 ●合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 ●合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 ●合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 ●合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 ●合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 ●合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 ●合計所得金額が720万円以上850万円未満の方 ●合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の方 ●合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 ●合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方 ●合計所得金額が2,000万円以上の方	1.15 1.30 1.45 1.60 1.75 1.90 2.05 2.10 2.20 2.45 2.70 2.90	82,100円 6,842円 92,800円 7,733円 103,500円 8,625円 114,200円 9,517円 125,000円 10,417円 135,700円 11,308円 146,400円 12,200円 149,900円 12,492円 157,100円 13,092円 174,900円 14,575円 192,800円 16,067円 207,100円 17,258円

●各期の納付額は、納期回数により月額と異なります。

* 高齢者あんしん相談センター一覧・案内図

* 高齢者あんしん相談センター一覧

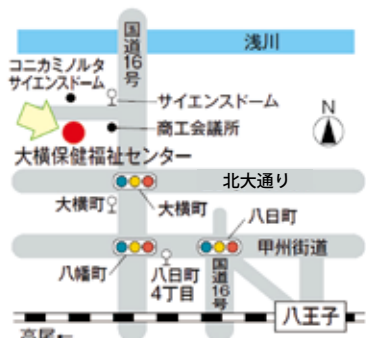
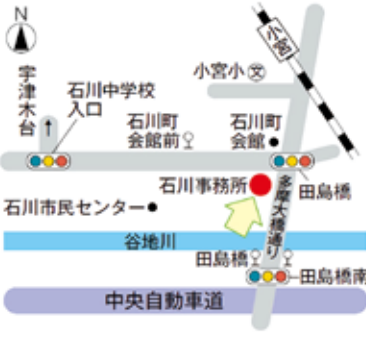
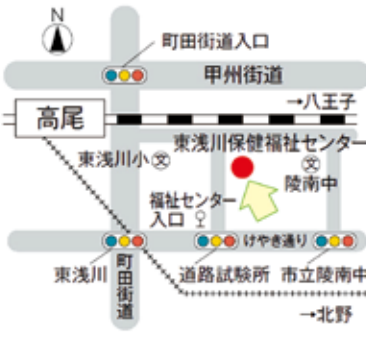
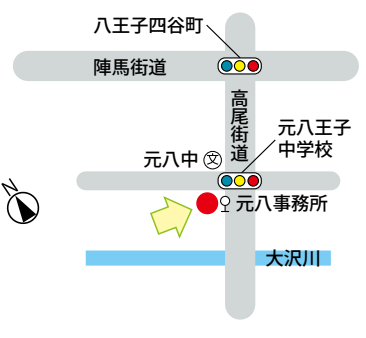
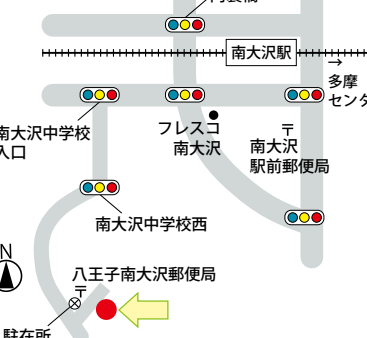
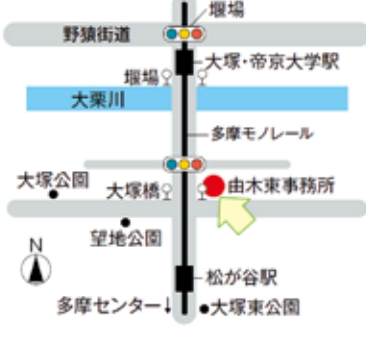
	町 名	担当センター		町 名	担当センター
あ	暁町1丁目～3丁目	中 野	か	川口町	川 口
	旭町	旭 町		川町(【松子舞地区】789番地を除く)	元八王子
	東町	旭 町		川町(【松子舞地区】789番地)	もとはち南
	石川町	石 川		北野台1丁目～5丁目	長 沼
	泉町	もとはち南		北野町	長 沼
	犬目町	川 口		絹ヶ丘1丁目～3丁目	長 沼
	上野町	子 安		清川町	中 野
	打越町(【片倉台地区】を除く)	長 沼		櫛田町	館
	打越町(【片倉台地区】1481番地、 1491番地、1499番地、1577番 地、1589番地)	由 井		久保山町1丁目～2丁目	石 川
	宇津木町	石 川		越野	由 木
	宇津貫町	由 井		小比企町	由 井
	梅坪町	加 住	さ	小宮町	石 川
	裏高尾町	高 尾		子安町1丁目～4丁目	子 安
	追分町	追 分		左入町	加 住
	大塚	由木東		散田町1丁目～5丁目	めじろ
	大船町	館		下恩方町	恩 方
	大谷町(14～34番地、36～53番地、 55～58番地、60～91番地、 816番地、833番地、 869～870番地)	大和田		下柚木・下柚木2丁目～3丁目	由 木
	大谷町(1～13番地、35番地、54番地、 59番地、92～815番地、817～ 832番地、871～1108番地)	石 川		城山手1丁目～2丁目	長 房
	大横町	大 横		新町	旭 町
	大和田町1丁目～7丁目	大和田		諏訪町	元八王子
	小門町	大 横	た	千人町1丁目～4丁目	追 分
	尾崎町	加 住		台町1丁目	子 安
	小津町	恩 方		台町2丁目～4丁目	大 横
か	鹿島	由木東		大楽寺町(【以下を除く】517番地2、 536番地1・2・5、537番地1、 538番地1、539番地、550 番地、550番地2)	元八王子
	加住町1丁目～2丁目	加 住		大楽寺町(517番地2、536番地1・2・ 5、537番地1、538番地1、 539番地、550番地、 550番地2)	もとはち南
	片倉町	由 井		平町	石 川
	叶谷町	もとはち南		高尾町	高 尾
	上壱分方町	元八王子		高倉町	石 川
	上恩方町	恩 方		高月町	加 住
	上川町	川 口		滝山町1丁目～2丁目	加 住
	上柚木・上柚木2丁目～3丁目	由 木		館町	館
				田町	旭 町
				丹木町1丁目～3丁目	加 住

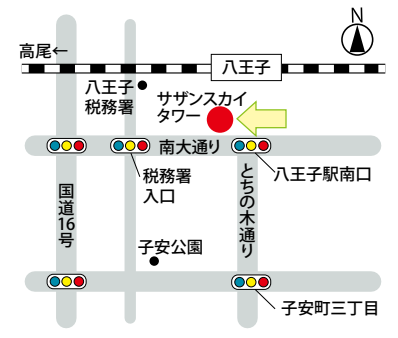
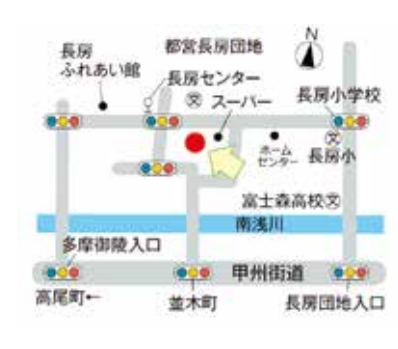
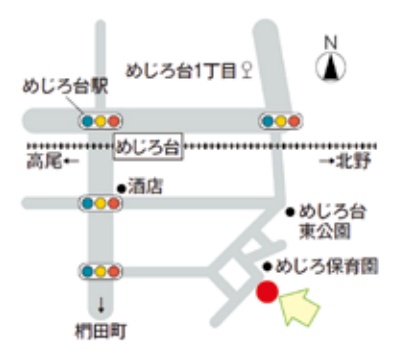
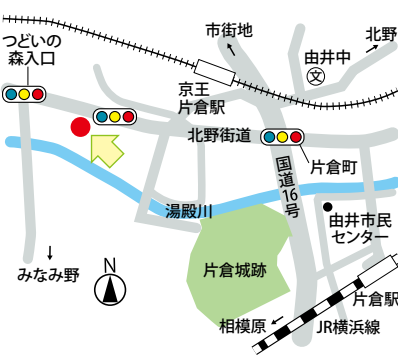
お住まいの地区によって、担当する高齢者あんしん相談センターが異なりますのでご確認をお願いします。

	町 名	担当センター		町 名	担当センター
た	寺田町	館	は	別所1丁目～2丁目	南大沢
	寺町	子 安		堀之内・堀之内2丁目～3丁目	由 木
	天神町	子 安		本郷町	大 横
	廿里町	高 尾		本町	旭 町
	戸吹町	加 住		松が谷	由木東
な	中町	旭 町	ま	松木	南大沢
	長沼町	長 沼		丸山町	石 川
	中野上町1丁目～5丁目	中 野		三崎町	旭 町
	中野山王1丁目～3丁目 (2丁目8番を除く)	中 野		みつ台1丁目～2丁目	加 住
	中野山王2丁目(8番)	加 住		緑町	子 安
	中野町	中 野		南浅川町	高 尾
	長房町(【つつじヶ丘自治会地区】 194番地2、196番地、197番地 16～22、202番地1～4を除く)	長 房		南大沢1丁目～5丁目	南大沢
	長房町(【つつじヶ丘地区】194番地2、 196番地、197番地16～22、202 番地1～4)	もとはち南		南新町	子 安
	中山	由 木		南町	旭 町
	七国1丁目～6丁目	由 井		みなみ野1丁目～6丁目	由 井
	並木町	長 房		宮下町	加 住
	檜原町	川 口		美山町	恩 方
	南陽台1丁目～3丁目	由 木		明神町1丁目～4丁目	旭 町
	西浅川町	高 尾		めじろ台1丁目～4丁目	めじろ
	西片倉1丁目～3丁目	由 井		元八王子町1丁目～3丁目	もとはち南
	西寺方町	恩 方		元本郷町1丁目～4丁目	追 分
	式分方町(【松子舞地区】650番地を除く)	元八王子		元横山町1丁目～3丁目	旭 町
	式分方町(【松子舞地区】650番地)	もとはち南		八木町	大 横
	狭間町	高 尾	や	谷野町	加 住
	八幡町	大 横		山田町	めじろ
	初沢町	高 尾		鍵水・鍵水2丁目	南大沢
	東浅川町	高 尾		八日町	旭 町
	東中野	由木東		横川町	もとはち南
	兵衛1丁目～2丁目	由 井		横山町	旭 町
	日吉町	追 分		四谷町(【以下の泉町住宅ほかを除く】 662番地1、701番地1・5、702 番地、702番地5)	元八王子
	平岡町	大 横		四谷町(【泉町住宅ほか】 662番地1、701番地1・5、702 番地、702番地5)	もとはち南
	富士見町	大和田		万町	子 安

●センターの担当地区は民生委員の地区に合わせて設定していますので、一部の町で担当センターが分かります。

*高齢者あんしん相談センター 案内図

【旭町】 旭町8-10 比留間ビル3階 TEL: 648-8331 	【追分】 追分町7-17シティー コート西八王子1階 TEL: 686-1713 	【大横】 大横町11-35大横保健 福祉センター4階 TEL: 634-8666 
【石川】 石川町481 石川事務所内 TEL: 631-0071 	【加住】 加住町1-170-2 加住事務所内 TEL: 692-3211 	【高尾】 東浅川町551-1 東浅川 保健福祉センター2階 TEL: 668-2288 
【恩方】 下恩方町3395 恩方事務所内 TEL: 659-0314 	【川口】 川口町908-1 川口事務所内 TEL: 654-5475 	【元八王子】 大楽寺町419-1 元八王子事務所内 TEL: 623-1021 
【由木】 下柚木2-10-6 由木事務所内 TEL: 679-1114 	【南大沢】 南大沢3-8 都営多摩ニュータウン 南大沢団地 3-8-1号棟1階 TEL: 678-1880 	【由木東】 鹿島111-1 由木東事務所内 TEL: 689-6070 

【大和田】 大和田町4-5-4グローイングシティ大和田J002 TEL：649-3280 	【子安】 子安町4-7-1 サザンスカイトワー八王子 4階 TEL：649-6020 	【中野】 中野上町4-27-4ポナールHONDA1階 TEL：620-0860 
【館】 館町156 館事務所内 TEL：673-6425 	【長房】 長房町340-12 コピオ長房2階 TEL：629-2530 	【めじろ】 めじろ台2-55-5 TEL：669-3070 
【もとはち南】 元八王子町2-1964-2 宮崎ビル101 TEL：673-6241 	【由井】 片倉町119-4 由井事務所内 TEL：632-6331 	【長沼】 長沼町1302-1都営長沼 第二アパート16号棟1階 TEL：648-4340 

高齢者あんしん相談センターの詳細はこちらから



【利用時間】

原則月曜日～土曜日 9：00～17：30

(日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

●高齢者あんしん相談センターによっては開所日時が異なるところもありますので詳しくは各高齢者あんしん相談センターにお問い合わせください。

お住まいの地区によって、担当する高齢者あんしん相談センターが異なりますのでご確認をお願いします。詳しくは、31、32ページまたはホームページをご覧ください。

介護保険などに関するお問い合わせ先

介護保険料の相談・納付は……

→ 介護保険課 庶務・保険料担当

電話 620-7415
FAX 620-7418

要介護認定・調査の相談は……

→ 介護保険課 認定審査担当

電話 620-7414
FAX 620-7418

介護保険のサービスや利用料軽減相談は……

→ 介護保険課 総務・給付担当

電話 620-7416
FAX 620-7418

介護保険・高齢者福祉に関する申請、相談は……

→ 高齢者福祉課 相談担当

電話 620-7420
FAX 624-7720

お住まいの近くにある高齢者の相談窓口（市内21カ所）

→ 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）
本冊子の31～34ページをご覧ください。



介護保険サービスについての苦情や相談があるときは

- 介護サービスを利用している方は⇒ケアマネジャーにご相談ください。
- 介護予防サービス（総合事業を含む）を利用している方は
⇒高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

困ったことや不安に思うことがあったら、利用している施設や介護事業者に遠慮せず早めに相談しましょう。

- それでも改善しない場合には
市の高齢者福祉課（☎042-620-7420）へご相談ください。
東京都国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情相談窓口
（☎03-6238-0177）へ申し立てることもできます。

発行：八王子市 福祉部 介護保険課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

令和7年4月発行